

社会福祉法人生活クラブ 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人生活クラブ（以下、「法人」という。）の定款第 8 条及び第 23 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給基準について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員：理事及び監事
- (2) 常勤役員：役員のうち、法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員：常勤役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 法人は、役員及び評議員に対し、その勤務形態に応じて報酬を支給することができる。

- 2 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。
- 3 評議員の報酬は、評議員会への出席等、必要の都度、定額を支払うものとする。

(常勤役員の報酬)

第 4 条 常勤役員に対する報酬の額は、別表 1「役員の年間報酬額の範囲」のとおりとする。なお、個別具体的な報酬額については、別表 1 に定める年間報酬額の範囲内で、理事会において別に決定する。

(別表 1) 常勤役員の年間報酬額の範囲	
役職名	年間報酬額
理事長	1,500 万円までの範囲
副理事長	1,400 万円までの範囲
専務理事	1,300 万円までの範囲
常務理事	1,200 万円までの範囲
理事	1,100 万円までの範囲
監事	1,100 万円までの範囲

- 2 前項において決定した年間報酬額を 12 で除した額を月額とする。
- 3 役員に対して賞与は支給しない。

(非常勤役員の報酬)

第 5 条 非常勤役員に対しての報酬は無報酬とし、会議等に出席した場合、役員として必要な活動を行った場合の日当として 1 日につき 5,000 円に源泉所得税を含めた額を支給する。

(評議員の報酬)

第 6 条 評議員に対しての報酬は無報酬とし、会議等に参加した場合、評議員として必要な活動を行った場合の日当として1日につき 5,000 円に源泉所得税を含めた額を支給する。

(報酬の支給日)

第 7 条 常勤役員の報酬は月額を、法人の正規職員の賃金支給日と同日に支給する。
2 非常勤役員及び評議員の報酬は、会議等への出席等の都度、支払うものとする。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。
3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払い方法)

第 9 条 報酬は通貨をもって本人に支給する。
2 報酬は、本人が指定する本人名義の口座へ振込による方法で支払うことができる。
3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び、本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(車両の貸与)

第 10 条 法人は、常勤役員であって職務の執行のため必要であると理事会が承認した場合は、法人の所有する車両を当該役員が専ら使用する車両として貸与することができる。

(交通費及び旅費等)

第 11 条 会議等に参加した場合の交通費については、「社会福祉法人生活クラブ通勤手当支給規程」を準用して支給する。
2 出張等の旅費については、「社会福祉法人生活クラブ旅費規程」を準用して支給する。

(費用)

第 13 条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(端数の処理)

第 14 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数のあるときは、これを切り捨てた額とする。

(公表)

第 15 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則 この規程は、2017 年 6 月 16 日から施行する。
ただし、2017 年 4 月 1 日に遡って運用する。